

令和8年(2026年)2月3日

学校職員に対する懲戒処分について

2026年2月3日付で、下記のとおり学校職員に対して懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1	被処分者	札幌市立中学校 教諭 男性 20歳代
	処分内容	減給3月
	事案概要	<ul style="list-style-type: none"><u>人身交通事故</u> 被処分者は、令和7年8月16日（土）午前7時26分ごろ、自家用車を運転中、「東区北24条東3丁目1番」付近の交差点において、信号機が赤色の表示をしているのに気が付かず、交差点に侵入したことにより、右側から信号に従って進行してきた自動車と衝突し、被害者に加療約30日間を要する骨盤骨折等の傷害を負わせた。 この結果、被処分者は違反点数8点と免許停止30日間の行政処分を受けるとともに、略式起訴され罰金50万円の刑事処分を受けた。
2	被処分者1	札幌市立中学校 教諭 女性 50歳代
	処分内容	停職1月
	被処分者2	札幌市立中学校 教諭 男性 30歳代
	処分内容	減給3月
	事案概要	<ul style="list-style-type: none"><u>特別支援学級の生徒に対する教育的配慮に欠けた不適切な指導および同僚教諭に対するパワーハラスメント</u> 被処分者1と被処分者2は、令和6年度から令和7年11月ごろまでの期間において、特別支援学級の複数の生徒に対し、生徒を畏怖させるような必要以上に大声での叱責など、教育的配慮を著しく欠いた不適切な指導を繰り返し行った。 また、被処分者1と被処分者2は、令和7年4月に同僚教諭に対し、威圧的な言動をするなどのパワーハラスメントを行った。

上記2の事案に関係した校長職の管理監督責任を認定し、以下のとおり処分の内容を判断しました。

被処分者	札幌市立中学校 校長 男性 60歳代
処分の内容	戒告